

のび太の会規約（会則） <案>

（名称）

第1条 この会は、「のび太の会」と称する。

（事務所）

第2条 この会の事務所は、事務局長宅におく。

（目的）

第3条 学習障害のある子ども達が学びやすい環境を確保し、もってその子ども達が将来幸せな社会生活を営むことができるための成長を応援することを目的とする。

（活動内容）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 学習障害に関する現状についての調査研究
- (2) 学習障害のある子ども達が学びやすい環境、仕組みづくりについての調査研究
- (3) 有識者からの情報収集およびネットワークの形成
- (4) 広報および提言活動
- (5) その他本会の目的を達成するための活動

（会員）

第5条 この会の会員は、会の趣旨に賛同し活動に参加できる人とする。

2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

（役員）

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 1名

2 代表は、この会を代表し、会務を統括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表不在時に職務を代行する。

4 事務局長は、会の事務を総括する。

5 会計は、会の経理を処理する。代表・副代表が会計を兼ねる。

6 会計監査は、会の会計を監査する。

7 役員は兼務を認める。ただし2つまでとする。なお代表・副代表は、会計監査の兼任は認めない。

8 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（総会）

第7条 この会は、年に一回会員による総会を開き、次のことを行う。

- (1) その年度の予算と活動計画を決める。
- (2) 前年度の決算を承認する。
- (3) 役員を選出する。
- (4) 会則を定めまたは改定する。

2 また、必要に応じて、臨時総会を開催する。

(その他)

第8条 その他の事項として

- 2 副代表と事務局長は兼務して、事務所および連絡先を副代表宅に置く。
- 3 会計年度は、毎年4月1日～翌3月31日までとする。

(補足)

第9条 この規約（会則）に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決める。

第10条 この規約（会則）は、令和5年8月7日から施行する。